

流山市教育委員会いじめ防止相談対策室 スクールロイヤーだより

令和6年度第2号（令和6年5月発行）



過去の号はこちら↑

学校事故を防ぐ

I 落雷 文部科学省の平成30年7月20日付「[落雷事故の防止について（依頼）](#)」は、「指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく変更・中止等の適切な措置を講ずること。」としています。

参考資料：本文中に引用したもののほか

文部科学省「[学校の危機管理マニュアル作成の手引](#)」



日本スポーツ協会「[熱中症を防ごう](#)」

公益財団法人日本スポーツ安全協会「[スポーツリスクマネジメントの実践—スポーツ事故の防止と法的責任—](#)」



裁判例紹介

—最高裁判所平成18年3月13日判決
上空に暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間での放電が目撃されていた状況でサッカーの試合を開始したことについて、引率者兼監督の教諭は落雷事故の危険が迫っていると予見するべき注意義務を怠った、と判断した。

かすかでも雷鳴が聞こえたら、落雷の危険信号です。屋外活動を中断して、速やかに屋内に避難する必要があります。下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。

情報収集には、雷注意報（※）の発表状況や、雷の可能性等を地図上で確認できる気象庁の「[雷ナウキャスト](#)」も活用してください。

※ 雷に「**警報**」はありません！
注意報だからと油断しないでください！



雷ナウキャスト

II 熱中症

本市では、すべての学校にWBGT計が設置され、暑さ指数(WBGT)に応じて活動実施の有無を決めています。しかし、WBGTの測定だけで必ず熱中症が防げるというわけではありません。文部科学省・スポーツ庁の令和6年4月30日付「[学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）](#)」も、「暑さ指数に基づいて活動を実施することとした場合も、児童生徒の様子を良く観察し、事故防止に万全を期する。」としています。



熱中症予防
情報サイト

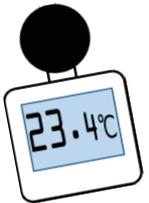
熱中症の発生には、WBGTのほか、運動の強度、服装、水分補給、暑さへの慣れ、運動の経験年数、本人の体調、体力や体格（肥満など）も影響します。

また、WBGTは時間とともに変化することにも留意が必要です。授業開始時には運動可能でも、気温や湿度の変化で嚴重警戒や運動原則禁止に至ることがあります。



学校における熱中症対策
ガイドライン作成の手引

事故を防ぐためには、過去の事例を知って、どのような事故が起きうるのか予測することも重要です。環境省・文部科学省の「[学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き](#)」（令和3年5月版、令和6年4月追補版）には、実際の事事例とそれを踏まえた対応が掲載されているので、参考にしてください。



裁判例紹介

—仙台地方裁判所
平成25年9月17日判決
東日本大震災発生時、幼稚園の危機管理マニュアルに反する対応の結果5名の園児の命が失われた事案で、園を運営する学校法人等の責任を認定した。

check! 危機管理マニュアルを確認しましょう！

左記の裁判例では、危機管理マニュアル自体は作成されていたにもかかわらず、ほとんどの職員がその存在を知らなかったことが認定されています。

いざという時に適切な行動が迅速にとれるように、平時から勤務先の学校の危機管理マニュアルを確認し、内容を把握しておきましょう。